



島根県報

平成25年7月19日（金）

号外 第 122 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第525号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	宇都井阿須那線	邑智郡邑南町宇都井158番1地先から同1176番1地先まで	前 A	メートル 3.00～ 16.00	メートル 1,287.50	県央県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 町道移管
			前 B	7.00～ 35.00	749.00	
		後 C	10.00～ 15.00	45.00		
		後 B	7.00～ 35.00	749.00		
〃	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字上田ノロ1926番1地先から同町朝倉大城415番4地先まで	前	8.48～ 92.81	481.68	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
後	13.46～ 120.43	492.22				

島根県告示第526号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美保関八束松江線	松江市八束町亀尻419番2地先から同町寺津481番地先まで	メートル 260.00	平成25年 7月19日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市八束町二子1032番3地先から同924番5地先まで	630.00	平成25年 7月19日		
〃	〃	松江市八束町二子976番5地先から同1152番地先まで	470.00	平成25年 7月19日		
〃	〃	松江市八束町入江57番1地先から同1179番1地先まで	720.00	平成25年 7月19日		